

社会福祉法人はぐくむ会 特別養護老人ホーム飛鳥の郷

重要事項説明書

地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

1. 当事業所が提供するサービスの営業時間・相談窓口

- (1) 基本的な営業時間：月～金曜日の9：00～16：15（左記曜日であれば祝日も営業）
- (2) 定休日：土～日曜日、及び12／31～1／3
- (3) 連絡先・相談窓口
 - ・電話：048-578-2233 ／担当：生活相談員
 - ※ご不明な点・ご相談などございましたらお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホーム「飛鳥の郷」の概要

- (1) 運営方針

当事業所は、事業所理念や通所介護計画等に基づき、可能な限り居宅における生活の継続を念頭において、入浴、排泄、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- (2) 事業所設備概要

所在地	埼玉県深谷市上原496
事業所名称	特別養護老人ホーム 飛鳥の郷
定員	デイサービス 10名
利用可能設備等	デイルーム（兼食堂）・浴室（一般浴槽・特別浴槽）・医務室・静養室 談話室・理美容室
- (3) 事業所職員、員数および職務内容
 - ①管理者 1名 施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
 - ②生活相談員 1名以上 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
 - ③介護職員又は看護職員 1名以上 利用者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
 - ④機能訓練指導員 1名以上 利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。
- (4) 通常の事業の実施地域
深谷市、熊谷市、寄居町。その他地域でも、事業所近郊であれば可能（要相談）。

3. 事業所サービス内容

- (1) 日常生活支援
 - ①通所介護計画書の立案

事業所は、居宅サービス計画に沿った計画の立案を行い、ご本人及びご家族の同意に基づいて作成・交付します。通所介護計画書の見直しは居宅サービス計画に準拠します。
 - ②介護

上記の通所介護計画書（ケアプラン）に基づき、適切な介護サービスを提供します。
（食事・排泄・入浴・整容・移動介助・余暇活動など）
 - ③食事
 - 昼食 12：00～
 - ※10時にはお茶、15時にはお茶とおやつをご用意します。
 - ※お食事は原則として食堂にてお召し上がりいただきます。
 - ※胃瘻の方は必要に応じ別途協議いたします。

④入浴

一般浴、または機械浴

※一般浴と機械浴のいずれかで対応可能です。入浴前の心身の状態に応じて清拭や中止とさせていただきます場合があります。

⑤排泄

排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。

⑥機能訓練

機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑦利用中の健康管理について

看護職員により、血圧・検温などの健康チェックを行います。

緊急時など必要な場合には、利用者又はご家族と調整の上、医療機関に責任を持って引きつぎます。

⑧理容サービス

月に1回理容サービスを実施しています。料金は別途かかります。

(2) 余暇活動支援

①趣味活動

事業所での生活を実りのあるものとするため、適宜レクレーションを行います。

②行事企画

季節感を感じて頂けるよう、春、秋の散策・事業所のお祭り・クリスマス会・もちつき大会などを行います。

入所・短期入所合同の行事企画も行います。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じるものとする。

①感染症の予防及びまん延の防止をはかるための委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図るものとする。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針（マニュアル）を整備するものとする。

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施するものとする。

(4) 地域住民または自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めた運営を行うものとする。

(5) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対してサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための体制を整備するものとする。

①業務継続計画を策定し、必要な措置を講じ、必要に応じ見直し、変更を行うものとする。

②従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

4. サービス利用の終了・中止等について

(1) サービス利用中止の連絡は、必ずサービス提供日の午前8時00分までにご連絡下さい。中止のご連絡が遅れた場合につきましては、食事のキャンセル代として、所定の食費分を徴収する場合がありますので、事前にご承知おき下さい。

(2) 体調不良等の理由により通所介護の実施が困難となった場合。

(3) 事業所は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合。

- ・利用者又はその家族が、事業所や事業所職員又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

(4) 利用者が、要介護認定の更新で非該当（自立）となった場合、所定の期間の経過を持ってこの契約は終了します。

(5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・やむを得ない事情により事業所を閉鎖する場合

5. 事故発生時及び緊急時の対応

事故が発生した際や利用者の容態に変化などがあった場合は、主治医に連絡するなどの必要な措置を講じる他、事前にお伺いした緊急連絡先のご家族の方に速やかに連絡致します。

【協力医療機関】

あねとす病院

深谷市人見 1975

電話番号 048-571-5311

埼玉慈恵病院

熊谷市石原3丁目208

電話番号 048-521-0321

千田医院

児玉郡美里町根木107-1

電話番号 0495-76-0041

6. 身体拘束及び虐待防止について

- (1) 利用者本人及び他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアを図り、拘束をしない介護に努めます。
- (2) 緊急やむを得ない状況が発生し身体拘束を行う場合は、次の方法により実施します。
 - ①実施にあたっては、関係職員の参加する緊急カンファレンスを開催し、代替策の有無、身体拘束の理由、対応方針の確認、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性及び経過確認の方法について検討します。
 - ②身体拘束の実施期間中は状況経過記録を作成します。
- (3) 身体拘束の必要な状況が解消した場合は、速やかに拘束を解除します。
- (4) 虐待の発生または再発を防止するための措置を講じるものとする。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
 - ②虐待の防止のための指針（マニュアル）を整備するものとする。
 - ③従業者に虐待の防止のための研修を実施するものとする。
 - ④前項までの措置を適切に実施するための担当者を設置するものとする。万が一、虐待事故が発生した場合や当施設従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

7. 当事業所利用に際しての留意事項

- (1) 喫煙
 - ・決められた喫煙場所をお願いします。職員の見守りや介助が必要な場合には、喫煙時間を決めさせていただいております。
- (2) 金銭・貴重品の管理
 - ・原則として利用者の責任において管理していただきます。必要以上の金銭・貴重品の持ち込みについてはご遠慮下さい。
- (3) 宗教・政治活動
 - ・サービスの利用中等に、他の利用者や職員に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
- (4) ペット
 - ・ペットのお持ち込みはお断りします。
- (5) 食べ物の持ち込み
 - ・健康上のことがありますので、職員にお尋ね下さい。
- (6) 利用料の領収書
 - ・利用料の領収書は、高額介護サービス費の支給申請に使用することがありますので紛失しないようにして下さい（領収書の再発行は致しません）。

(7) 住所変更

- ・家族の代表者の住所、電話番号などの変更があった場合は、必ずご連絡下さい。

(8) 家族の代表

- ・家族の代表の方に変更があった場合、再契約となりますので必ずご連絡下さい。

8. サービス提供の記録保存と情報開示

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管致します。その記録は午前9時～午後5時の間、当事業所にて閲覧できます。

9. 秘密保持の遵守

- (1) 事業所及びすべての職員は、サービスを提供上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報については、法人の運営する各事業責任者のもとに保管するとともに、利用目的に沿った利用を行います。尚、下記内容の場合に情報提供を行うことがありますので、ご承知下さい。

【内部での利用】

利用者などに提供する事業所サービス、介護保険事務、事業所サービスに係わる運営業務のうち、

- | | |
|------------------------|----------------|
| ①入退所などの管理 | ②会計・経理 |
| ③事故などの報告 | ④事業所サービスの向上 |
| ⑤事業所サービス提供職員の連携 | ⑥事業所サービスや業務の維持 |
| ⑦事業所内において行われる学生への実習の協力 | |

【外部への提供】

利用者などに提供する介護サービスのうち、

- ①利用者などに提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所などとの連携（サービス推進担当者会議など）、照会の回答
- ②利用者の疾病治療、健康維持の為、主治医など医師への連絡及び健康記録・生活提供記録
- ③ご家族への心身の状況の説明

介護保険事務のうち、

- ①審査支払機関へのレセプトなどの提出
- ②審査支払機関または保険者からの照会の回答
- ③損害賠償保険などに係わる保険会社などへの相談または届出など

10. 職場におけるハラスメント

- (1) 施設は職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことが無いよう必要な措置を講ずるものとする
- (2) 施設は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を実施するものとする。
- (3) 相談（苦情を含む。以下同じ）に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するものとする。

11. 顧客等からの著しい迷惑行為の防止

- (1) 施設は雇用管理上の配慮として、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための措置を講じるものとする。
- (2) 職員からの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備するものとする。
- (3) 被害者への配慮のための取り組みを行うものとする。
- (4) 被害防止のための取り組みを行うものとする。

12. 非常災害規定

- (1) 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または

火気・消防等についての責任者を定める。

(2) 事業所は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間、うち1回は地震想定）を行う。

(3) 地域との交流を深め、災害時の相互協力に努めるものとし、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

【災害時の対応】

別途定める「消防計画」により対応します。

【防火管理者】

防火管理者を1名配置します。

【防火訓練】

年に2回、防災訓練を実施します。

【防火設備】

消火器・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関通報設備・非常放送設備・誘導灯等

13. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 事業所内における苦情の受付

・生活相談員 月～日曜日 9:00 ～ 17:00 048-578-2233

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・深谷市長寿福祉課 電話番号 048-574-8544

・熊谷市長寿いきがい課 電話番号 048-524-1402

・寄居町福祉課 電話番号 048-581-7718

・大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話番号 048-501-1330

・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2568

介護福祉課 苦情対応係 (苦情相談専用)

・埼玉県運営適正化委員会 福祉サービス苦情相談係 電話番号 048-822-1243

(3) 第三者委員

・田島久雄 電話番号 048-583-3982

・酒井のり子 電話番号 090-7426-0439

14. 利用時の持ち物について

(1) デイサービス連絡帳

(2) デイサービス利用中に必要な薬、処置用品等

(3) 日用品・衣類（全てに名札を付けるようお願い致します）

入浴をされる方は、バスタオル・タオル・着替えを持参して下さい。

必要な方は、メガネや補聴器、杖・車椅子等もお持ち下さい。

15. 謝礼の辞退について

サービス提供の公平の立場から、事業所職員に対する謝礼については固くお断りしています。また、郵送等で金品を送られても事業所はこれを受け取ることはできませんので、ご理解いただきご協力お願い申し上げます。

16. 利用料金について

毎月月末締めとし、翌月10日までに請求書を郵送します。

【支払方法】

(1) 銀行振り込み

25日までに振り込みにて、お支払いをお願いします。その際、振込手数料に関しては各金融機関の所定の料金が発生し、お支払者の負担となります。

(2) 自動口座引き落とし

・武蔵野銀行

・ゆうちょ銀行（郵便局）

上記銀行の口座をご用意いただき、事業所所定のお申し込み用紙に必要事項を記入の上、事業所にご提出ください。毎月25日の引き落としとなります。

(3) 事務所での現金受付、集金は行っておりません。

17. その他運営に関する重要事項

(1) 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。また従業員(介護福祉士を除く。)に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②継続研修 年1回以上

(2) この規定に定める他、運営に必要な事項は、社会福祉法人はぐくむ会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

18. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ☒ 無

飛鳥の郷 利用料金表(地域密着型通所介護)／1日あたり

◆深谷市（7級地） 1単位当たり 10,14円

◆地域密着型通所介護費

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	3時間～4時間未満	4,21円	4,84円	5,47円	6,08円	6,72円
	4時間～5時間未満	4,42円	5,08円	5,73円	6,37円	7,04円
	5時間～6時間未満	6,66円	7,86円	9,08円	1,027円	1,149円
	6時間～7時間未満	6,87円	8,12円	9,37円	1,063円	1,188円
	7時間～8時間未満	7,63円	9,02円	1,046円	1,188円	1,330円
	8時間～9時間未満	7,93円	9,37円	1,087円	1,237円	1,384円
2割負担	3時間～4時間未満	8,42円	9,68円	1,094円	1,216円	1,344円
	4時間～5時間未満	8,84円	1,016円	1,146円	1,274円	1,408円
	5時間～6時間未満	1,332円	1,572円	1,816円	2,054円	2,298円
	6時間～7時間未満	1,374円	1,624円	1,874円	2,126円	2,376円
	7時間～8時間未満	1,526円	1,804円	2,092円	2,376円	2,660円
	8時間～9時間未満	1,586円	1,874円	2,174円	2,474円	2,768円
3割負担	3時間～4時間未満	1,263円	1,452円	1,641円	1,824円	2,016円
	4時間～5時間未満	1,326円	1,524円	1,719円	1,911円	2,112円
	5時間～6時間未満	1,998円	2,358円	2,724円	3,081円	3,447円
	6時間～7時間未満	2,061円	2,436円	2,811円	3,189円	3,564円
	7時間～8時間未満	2,289円	2,706円	3,138円	3,564円	3,990円
	8時間～9時間未満	2,379円	2,811円	3,261円	3,711円	4,152円

※通常（7時間以上8時間未満）以外での時間を希望される方は時間帯により事業所送迎ができない場合がございますのでご了承下さい。

◆自費負担分

食	費	昼食代	1日	500円
教 養 娛 楽 費		書道・絵画・工作等の趣味活動等	1日	実費
教 養 娛 楽 費（喫茶）		嗜好品（コーヒー・紅茶等）を利用希望により提供した場合	1杯	40円
理 美 容 費		事業所にて訪問理美容を利用した場合	1回	実費
行 事 参 加 費		行事に参加した場合	1日	500円
コ ピ ー 料 金		用紙サイズにより（B5・A4）10円／（B4・A3）15円	1枚	10円・15円
写 真 代		季節行事等の写真を購入する場合	1枚	40円
オ ム ツ 等	パット（スーパー）		1枚	30円
	パット（さらさら）		1枚	40円
	パット（さらさらスーパー）		1枚	70円
	リハビリパンツ（M）		1枚	80円
	リハビリパンツ（L）		1枚	90円
	オープンパンツ（M）		1枚	110円
	オープンパンツ（L）		1枚	120円
キ ャ ン セ ル 料		当日の午前8時までに連絡がなく利用を中止した場合（食費分）		500円

◆加算料金 ※介護保険制度に基づいて、各々適用される部分のみ加算されます。

			1割負担	2割負担	3割負担
1	入浴介助加算（Ⅰ）	1日	41円	81円	122円
2	送迎減算	片道	-48円	-96円	-143円
3	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日	19円	37円	55円
4	科学的介護推進体制加算	1月	41円	81円	122円
4	栄養スクリーニング加算	1回/6月	5円	10円	15円
5	延長料金（9時間以上10時間未満）	1時間	51円	102円	153円
6	介護職員等ベースアップ等支援加算	1月	1ヶ月につき総単位数の1. 1%		
7	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月	1ヶ月につき総単位数の5. 9%		
8	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月	1ヶ月につき総単位数の1. 2%		
9	高齢者虐待防止措置未実施減算	1日	1ヶ月につき総単位数の-10%		
10	業務継続計画未策定減算	1日	1ヶ月につき総単位数の-10%		

※料金を掲示したもの以外に、利用者様からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収します。

飛鳥の郷 利用料金表（介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス）

◆深谷市（7級地） 1単位当たり 10. 14円

◆介護予防通所介護費 （1月あたり）

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1,672円	3,344円	5,016円
要支援2	3,428円	6,856円	10,284円

※通常以外での時間を希望される方は時間帯により事業所送迎ができない場合がございますのでご了承下さい。

◆自費負担分

食費	昼食及びおやつ代	1日	500円
教養娯楽費	書道・絵画・工作等の趣味活動等	1日	実費
教養娯楽費（喫茶）	嗜好品（コーヒー・紅茶等を利用希望により提供した場合）	1杯	40円
理美容費	事業所にて訪問理美容を利用した場合	1回	実費
行事参加費	行事に参加した場合	1日	500円
コピー料金	用紙サイズにより（B5・A4）10円／（B4・A3）15円	1枚	10円・15円
写真代	季節行事等の写真を購入希望の場合	1枚	40円
オムツ等	パット（スーパー）	1枚	30円
	パット（さらさら）	1枚	40円
	パット（さらさらスーパー）	1枚	70円
	リハビリパンツ（M）	1枚	80円
	リハビリパンツ（L）	1枚	90円
	オープンパンツ（M）	1枚	110円
	オープンパンツ（L）	1枚	120円
キャンセル料	当日の午前8時までに連絡がなく利用を中止した場合（食費分として）		500円

◆加算料金 介護保険制度に基づいて、各々適用される部分のみ加算されます。

				1割負担	2割負担	3割負担
1	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	要支援 1	1月	7 3円	1 4 6円	2 1 9円
		要支援 2	1月	1 4 6円	2 9 2円	4 3 8円
2	生活機能向上グループ活動加算		1月	1 0 2円	2 0 3円	3 0 5円
3	科学的介護推進体制加算		1月	4 1円	8 1円	1 2 2円
5	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1ヶ月につき総単位数の 9. 2%			

※料金を掲示したもの以外に、利用者様からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収します

令和 年 月 日

通所サービスご利用開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業 者	住 所	埼玉県深谷市上原４９６	
	事業 者	社会福祉法人はぐくむ会	
	理 事 長	根 岸 瑞 栄	印
事業 所	住 所	埼玉県深谷市上原４９６	
	事業 所	特別養護老人ホーム飛鳥の郷	
	施 設 長	西 田 聖	印
	説 明 者	生活相談員 _____	印

私は、事業者から介護老人福祉施設入居にあたり、上記のとおり重要事項について説明を受け、内容に同意します。

利 用 者	住 所	_____	
	氏 名	_____	印
家族の代表	住 所	_____	
	氏 名	_____	印